

小 松 市

災害復旧事業の概要



【ため池】
豪雨災害決壊

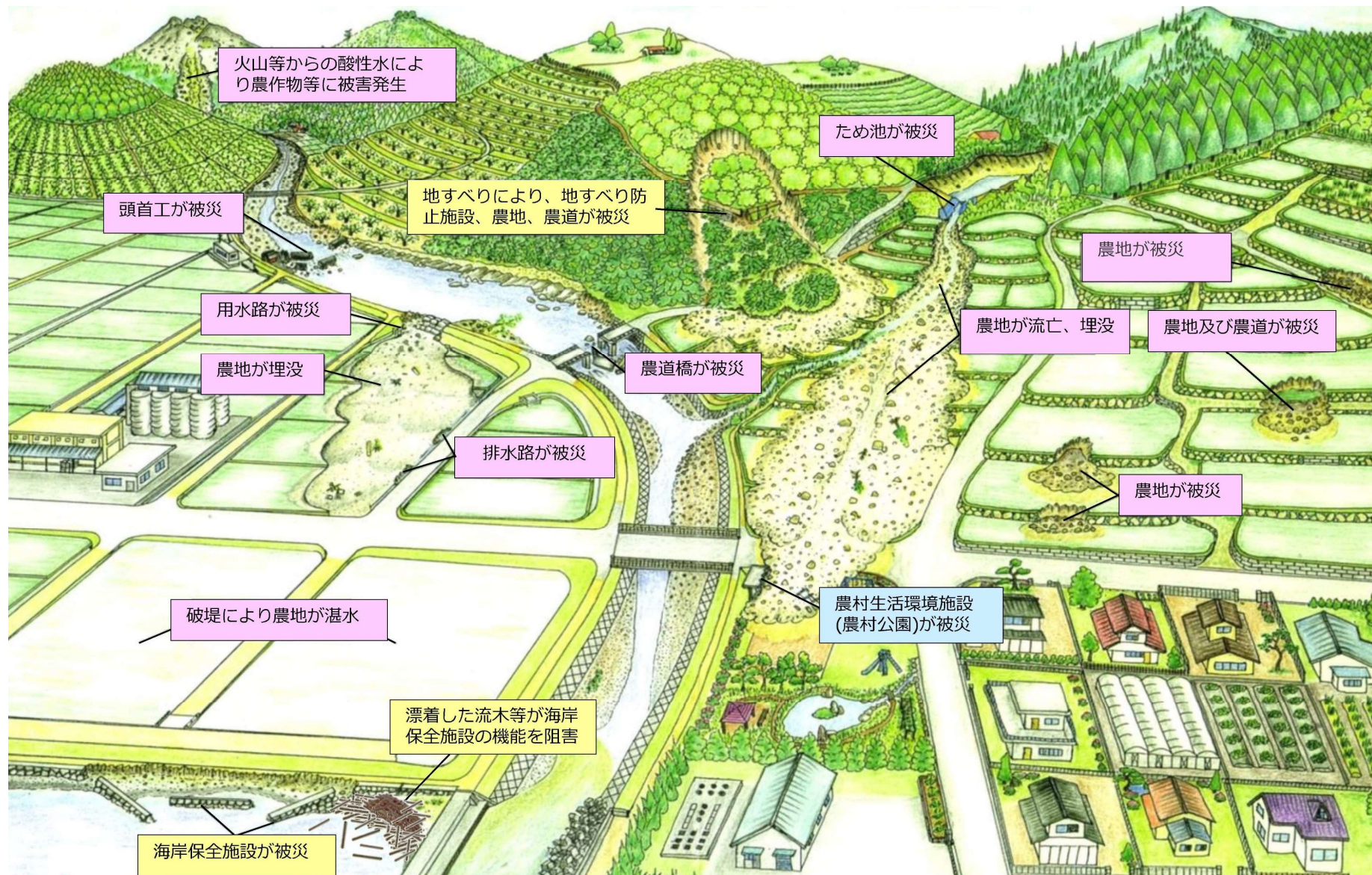


【農道】
地震災害陥没



【パイプライン】
地震災害漏水

1. 災害復旧事業の対象施設と災害事例、根拠法令



凡例

□ : 暫定法

 : 負担法

 : 関連

■国庫補助制度の根拠法令等

暫定法：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

負担法:公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

激甚法: 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

2. 対象施設等

農地：耕作の目的に供されている土地で、現に耕作している土地
農業用施設：ため池、頭首工、揚水機、用・排水路、堤防等のかんがい排水施設
農業用道路、橋梁、農地保全施設（関係戸数2戸以上）

【各種の被災事例】



農地



頭首工



ため池



農道



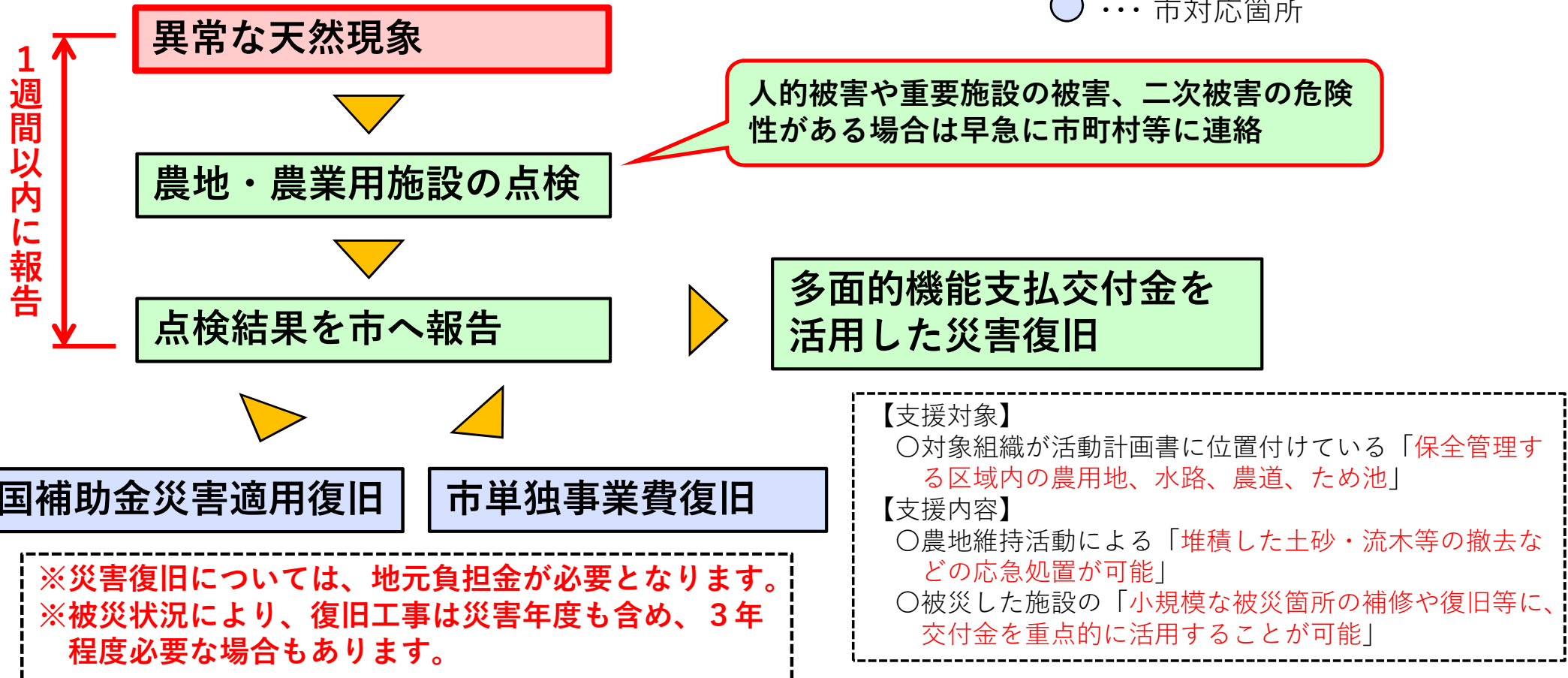
水路

3. 発生から工事着手までの流れ

○ 発災から復旧工事までの流れは以下のとおりです。

○ … 改良区、生産組合等 対応箇所

○ … 市対応箇所



○ 農地及び農業用施設の災害復旧事業には、適用除外となる場合があります。

- ・ 異常な天然気象によらないもの。
- ・ 被災の事実はあるが、当年災害によらないもの。
- ・ 経済効果の小さいもの。
- ・ 維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたもの。

4. 災害復旧事業の対象となる災害

- 災害とは「異常な天然現象」により生じたもので、主な現象の事例は以下のとおりです。



降雨：最大24時間雨量が80mm以上又は時間雨量が概ね20mm以上



洪水：はん濫注意水位以上（はん濫注意水位の定めがない場合は、低水位から天端までの高さの1/2以上。）



暴風：最大風速（10分間平均風速の最大値）15m/s以上。



干害：連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上



火山噴火の降灰：平均厚さ2cm以上（粒径1mm以下）、
平均厚さ5cm以上（粒径0.25mm以下）



高潮・津波：異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大
（消波ブロック1個の高さの1/2以上）

その他

融雪、地すべり、地震、落雷その他異状な天然現象